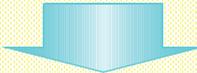


横断的取組

④ 環境対策の推進

現状と課題

- ◇ 電力使用量の大きな上下水道施設は、京都府庁全体の電力使用量の約4割（ピーク電力の約3割）を占め、環境への配慮や節電等の貢献が期待されることから、府営水道では、地球温暖化防止京都会議（COP3）・世界水フォーラムの開催地として地球規模の環境を考え、種々の環境施策に積極的に取り組んできました。（資料2-2-⑳）
引き続き、新たな国際的な枠組みである「パリ協定」（COP21 H27）の目標達成に向け、取り組んでいくことが重要です。
- ◇ 浄水場は、大きな施設用地を有するため、再生可能エネルギー等の導入の可能性が期待されています。



府営水道としての取組方策

- 最新技術の動向を的確に把握し、積極的に導入を図ります。
 - ◆ 24時間稼働する中央監視制御室等にLED照明等の導入を検討
 - ◆ 機器の更新時等に省エネ・効率化機器も導入
- 3浄水場接続による広域水運用を活用し、夏期等の電力需給逼迫時には、ピークシフト等の節電対策を実施します。
- 府の先導的に取り組んできた施策を下水道部門も含め、積極的に情報発信していきます。
 - ◆ 再生可能エネルギーの導入実績
 - <府営水道の取組>
 - 太陽光発電 270kW（3浄水場＋久御山広域ポンプ場）
 - 小水力発電 94kW（宇治浄水場＋久御山広域ポンプ場）
 - <流域下水道の取組>
 - 消化ガス発電 1,090kW（洛南浄化センター＋木津川上流浄化センター）
 - 太陽光発電 10kW（洛南浄化センター）

数値目標

業務指標	23年度 (実績)	28年度 (実績)	策定時目標値	目標値
			29年度	34年度
浄水発生土のリサイクルの促進 (グランド用材等への利用率)	52.9%	62.1%	100.0%	100.0%
電力逼迫時におけるピークシフト対策の推進 (夏期)[H22年度比、日水量同一ベース]	16%	2.2%	18%	20%
府営水道の再生可能エネルギー利用 の充実・情報発信(認知度の調査)	—	26.5%	50%	50%
常時使用する照明器具等のLED化	122本/306本	122本/306本	306本/306本	306本/306本



[資料2-2-②⑥ 府営水道の取組状況]

再生可能エネルギー（太陽光発電）の導入状況

宇治浄水場		設置場所	着水井ろ過池	木津浄水場		設置場所	沈殿池（3池）	
		運転開始	平成14年3月				運転開始	平成13年3月 平成16年2月
		設備容量	40kW				設備容量	100kW
		発電実績（H28）	約26,000kWh				発電実績（H28）	約88,000kWh
乙訓浄水場		設置場所	沈殿池（2池）	久御山広域ポンプ場		設置場所	配水池屋上	
		運転開始	平成12年9月				運転開始	平成21年12月
		設備容量	30kW				設備容量	100kW
		発電実績（H28）	約23,000kWh				発電実績（H28）	約107,000kWh

※ 浄水場の沈殿池等への設置は、藻の発生抑制や次亜塩素酸ナトリウム使用量の削減にも効果

再生可能エネルギー（小水力発電）の導入状況

宇治浄水場		設置場所	導水ポンプ所（浄水場内）	久御山広域ポンプ場		設置場所	ポンプ棟	
		運転開始	平成22年5月				運転開始	平成22年1月
		設備容量	63kW				設備容量	31kW
		発電実績（H28）	約29,000kWh				発電実績（H28）	約25,000kWh

資源の有効活用の取組状況

- 浄水場で発生する浄水汚泥は、100%有効利用〈グラウンド用材としてリサイクル（木津・乙訓浄水場）〉
木津浄水場で2次乾燥・破碎し売却



- ろ過池の洗浄用排水等は、基本的に着水井に還元し、再利用するクローズドシステム

省エネルギー等の取組状況

- 木津浄水場の取水・導水ポンプのインバータ制御（取水[Ⓟ] 110kW 導水[Ⓟ] 160kW）（H8、H27）
- 木津浄水場の急速攪拌方式を機械式（フラッシュミキサー）から迂流式に変更（H11）
- フロッキュレータをフロート式に変更し電動機をダウンサイジング（H15～22）
- 受配電設備の主変圧器等を高効率型（アモルファス）に変更（H17）

2-3

経営改善に向けた取組

現状と課題

- ◇ これまで府民負担の軽減を図るため、様々な経費削減努力を行ってきました。
 - ◆ 給与費プログラムによる職員定数の削減
 - ◆ 高利率の割賦負担金・企業債の繰上償還に伴う支払利息の軽減
 - ◆ 広域水運用に伴う薬品費等の削減
- ◇ 府営水道料金への算入経費については、府民負担の軽減を図るため、算定期間内の必要な経費に留め、将来の施設更新に必要な財源を確保するための経費は含めず、府営水道の経営努力を反映した必要最小限の経費に限定しています。
- ◇ 一方で、料金の引き下げや実給水量の減少による収入減により、全国平均と比べ収益性が低く、資金余力は厳しい状況となっています。平成24年度には41億円であった資金残高は、平成31年度には15億円まで減少する見込みであり、資金繰りに十分な留意が必要となっています。
- ◇ また、内部留保資金を十分確保できていないため、更新投資の財源の多くを企業債に依存しています。
平成27年度末有利子負債残高は316億円に達しています。全国の用水供給事業者と比べても経営状況は非常に厳しい状況です。(資料2-3-①)

府営水道としての取組方策

- 将来にわたり、府民に安心・安全な水を安定して供給していくためには、財務基盤の強化が不可欠であるため、以下の取組を行います。
 - ◆ 建設改良計画に基づき、事業実施時期のピークを調整することで、費用構成の中で最もウエイトを占める減価償却費(資料2-3-②)の急激な増加を引き続き抑制
 - ◆ 施設の更新等に当たっては最新技術にアンテナを張り、ライフサイクルコストを含め、複数案を比較の上で実施すること等により事業費を削減
 - ◆ 更新投資に必要な財源を確保していくために、収益性の向上を検討
 - ◆ 次世代に負担を先送りしないために、計画的・効果的な事業実施や内部留保資金の活用により、企業債の新規借入額を抑制して有利子負債残高を削減
 - ◆ 高利率のガム割賦負担金の繰上償還による水源費の圧縮や国庫補助事業の活用を行うとともに、更なる制度の充実に向け、積極的に国等へ要望
- 経営改善の取組については、受水市町の理解を得るために、情報提供を行います。
また、平成27年度に策定した経営レポートとその検証結果について、府民が理解・評価しやすいように工夫して公表します。

数 値 目 標

目標指標	23年度 (実績)	28年度 (実績)	策定時目標値※	目標値
			29年度	31年度
繰越欠損金残高	1.8億円	9.5億円	8.9億円	7億円
有利子負債残高	378億円	303億円	313億円	300億円
資金残高	39.4億円	24億円	23.5億円	15億円

※ 経営レポート策定時(H28.3)

【以下、京都府営水道経営レポート(平成28年3月)の一部抜粋】

(1) 繰越欠損金の削減

欠損金自体は直ちに府営水道の経営に影響をもたらすものではありませんが、経営健全化の観点からは、解消することが求められます。今後は、更なる費用の削減努力、給水収益以外の水質検査手数料及び内部留保資金の効率的な資金運用による受取利息の拡大等により収入の増加に努めます。

これらの府営水道の経営改善等により、繰越欠損金を平成31年度で収支計画の8.9億円から7億円以下に削減できるよう努めます。

(2) 有利子負債残高の削減

有利子負債残高は、全国平均に比べ多く経営の圧迫要因となっていることから、ダム割賦負担金の繰上償還や改良事業の計画的かつ効果的な執行により企業債の借入額の抑制に努めます。

これらの取組により、有利子負債残高を平成31年度末で収支計画の311億円から300億円以下に削減できるよう努めます。

(3) 資金残高(内部留保資金)の確保

資金残高は、毎年度企業債償還金が増加していることやダム割賦負担金の支払期間23年とダム使用权の減価償却費期間55年とに差が生じているために、資本的収支不足額の補填に過年度の留保資金を活用した結果、減少しています。

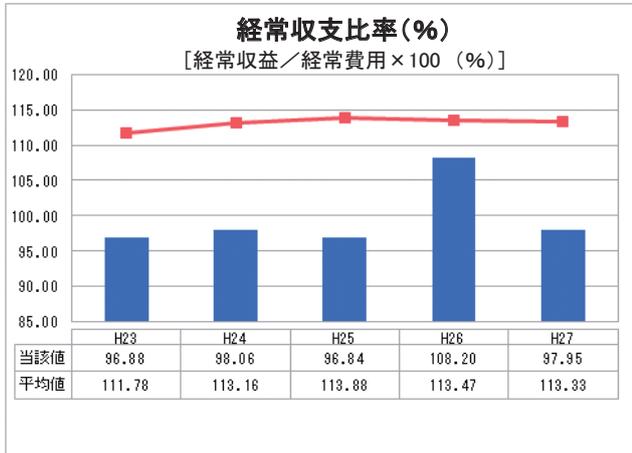
ダム割賦負担金の返済が終了する平成33年度までは、資金繰りに細心の注意が必要な状況が続きますので、資金不足が発生しないよう資金残高に十分留意します。

なお、ダム割賦負担金の返済が終了した後は、資金残高が徐々に増加していくことが見込まれます。

[資料2-3-① 府営水道の経営状況]

府営水道の経営状況<収益性>

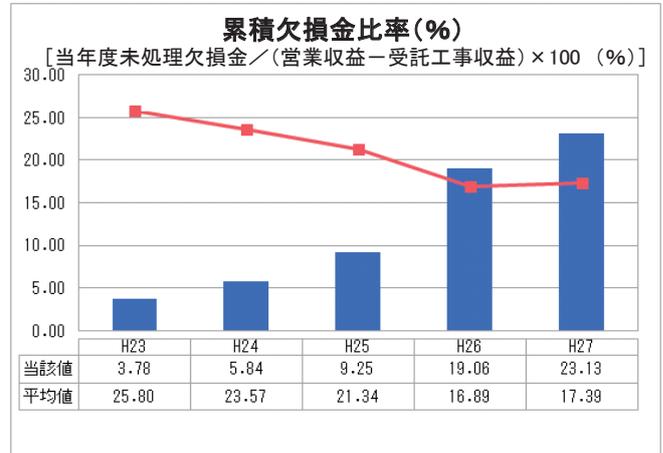
【経常損益】



○経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示します。この比率が100%未満である場合、収益で費用を賄えず損失が生じていることを意味します。

○府営水道用水供給事業者(22団体)のうち、平成24年度以降の決算で赤字(損失)を出しているのは京都府のみとなっています。

【累積欠損】

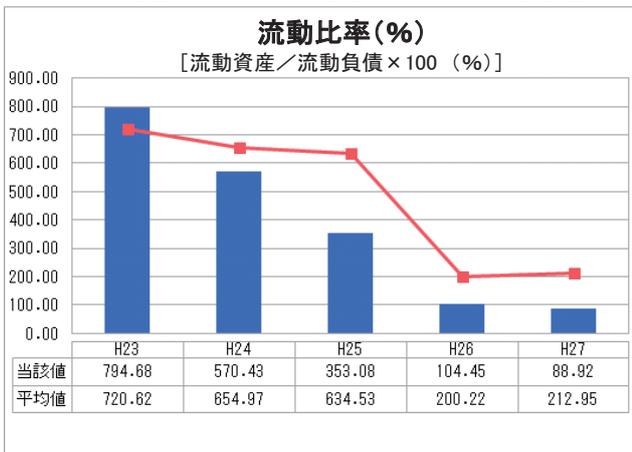


○営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、複数年にわたって累積した損失のこと)の状況を示します。

○府営水道用水供給事業者(22団体)のうち、平成27年度決算の時点で累積欠損金を抱えるのは京都府を含め2団体のみとなっています。

府営水道の経営状況<健全性>

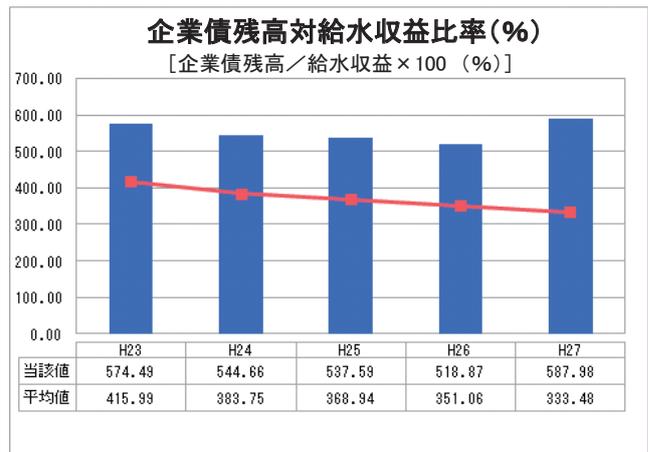
【支払能力】



○短期的な債務に対する支払能力を示します。一般的に100%未満であることは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。

○全国的に平成26年度から公営企業会計基準の見直しに伴い大幅に低下しており、府営水道においても低下しています。

【債務残高】

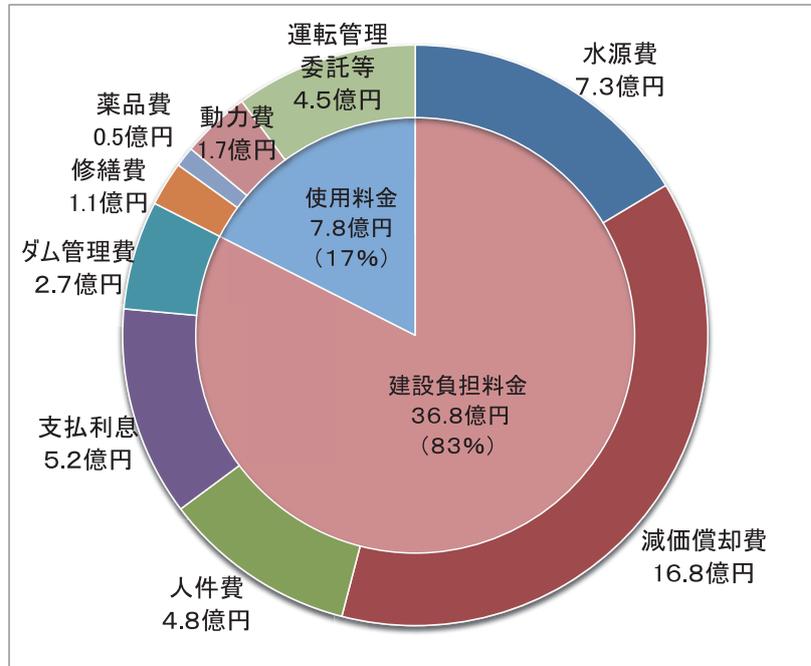


○企業債残高の給水収益に対する割合を示します。府営水道は全国の類似団体の平均値と比較して比率が高くなっています。

○さらに、指標外のダム割賦負担金も加えると平成27年度では726.9%となり、多額の有利子負債を抱えていることが将来にわたって経営を圧迫する要因となっています。

[資料2-3-② 現行料金算定期間(H27~H31)の1年当たりの費用内訳]

■府営水道全体

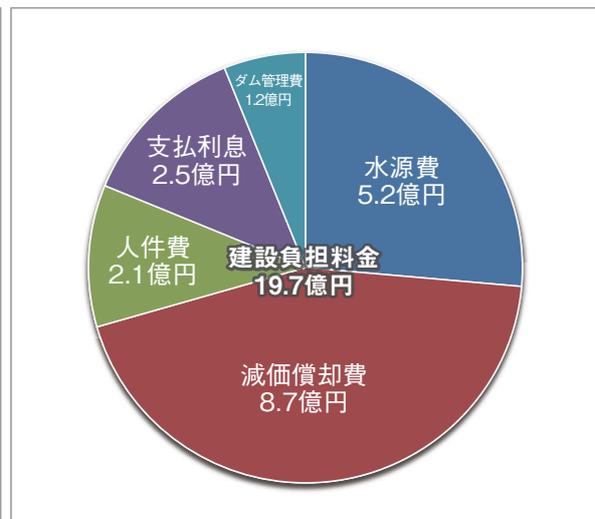


■水系別(建設負担料金に係る費用※)

<宇治系>



<木津・乙訓系>



※使用料金については現行料金(H27~)から合算算定。

2-4

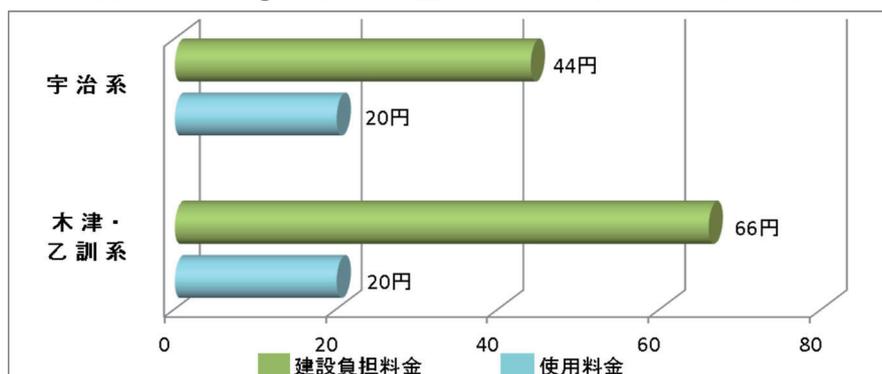
費用負担のあり方

現状と課題

- ◇ 平成27年4月の料金改定では、府営水道の内部留保資金である修繕引当金の活用等により低廉な額で使用料金を統一、建設負担料金についても木津系・乙訓系で料金を統一し、宇治系との料金差を34円/m³から22円/m³まで縮小しました。しかし、施設の建設年度の相違等歴史的な経過から、依然として各浄水場系の料金に格差が生じています。(資料2-4-①、②)
- ◇ 経営審議会答申では建設負担料金について、3浄水場が接続されたことや、水源費負担の差の縮小が見込まれる今後の動向を捉え、次期に水源費を合算算定することが望ましいとする方向性が示されました。
- ◇ 建設負担水量^{*}のあり方については、投資部分の受益者負担という基本的な考え方を維持しつつも、慎重に検討することが必要とされています。
 - ※ 建設負担料金の算定に用いる水量。水源開発・施設整備等の投資に係る負担を受水市町で公平・公正に分かつため、受水市町と協議の上、決定した水量
- ◇ 経営審議会答申においては総括原価方式により料金算定を行っていますが、これまで府の政策的対応も含めて料金改定を行ってきたことや、実給水量の減少による収入減等により、府営水道は多額の繰越欠損金を抱え、持続可能な事業運営に向けた設備更新のために必要な内部留保資金も不足している状況です。
- ◇ 今後のあり方として、資料2-4-③のとおり論点を抽出することができます。

府営水道としての取組方針

- 更新費用等の増減の状況など各受水市町での住民への説明責任が果たせるよう十分配慮しながら、建設負担料金格差の縮小を目指します。
- 具体的な料金水準のあり方については、投資に係る経費の積算等の精度を高めつつ、受水市町の理解を得ながら、総括原価方式により料金を算定する公営企業の原則や経営審議会での検討を踏まえ、定めていきます。
- 府営水道施設の建設改良、再構築等のために必要な内部留保資金を確保していくため、資産維持費に相当する経費の料金への算入について、検討していきます。
 - ※ 府県営用水供給事業者(22事業者)のうち、16事業者が料金を一本化、10事業者が資産維持費に相当する経費を料金に算入(資料2-4-⑦)

[資料 2-4-① 現行料金の単価 (円/m³: 税抜)]

[資料2-4-② 供給料金の概要]

料金制度	二部料金制 建設負担料金 ：投資した水源開発・施設整備等の経費を負担する料金 使用料金 ：水道事業の運営等に要する費用の内、薬品費・動力費を始め、建設負担料金費用（固定費）に属さないその他の費用（変動費）を回収する料金																									
費用構成	建設負担料金 (固定費)	<ul style="list-style-type: none"> ● 水源費（ダム建設負担等に係る減価償却費・割賦負担金利息等） ● 減価償却費（ダム以外の施設に係る減価償却費） ● 企業債支払利息 ● 人件費 ● ダム管理費（ダムの維持管理に要する負担金） <table border="1" data-bbox="707 640 1358 853"> <thead> <tr> <th></th> <th>宇治系</th> <th>木津系</th> <th>乙訓系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水源費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>個別</td> <td colspan="2">合算</td> </tr> <tr> <td>企業債支払利息</td> <td></td> <td colspan="2">合算</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td colspan="3">合算</td> </tr> <tr> <td>ダム管理費</td> <td colspan="3">合算</td> </tr> </tbody> </table>		宇治系	木津系	乙訓系	水源費				減価償却費	個別	合算		企業債支払利息		合算		人件費	合算			ダム管理費	合算		
		宇治系	木津系	乙訓系																						
水源費																										
減価償却費	個別	合算																								
企業債支払利息		合算																								
人件費	合算																									
ダム管理費	合算																									
使用料金 (変動費)	<ul style="list-style-type: none"> ● 修繕費 ● 薬品費 ● 動力費（機械装置等の運転に必要な電力料等） ● その他経費（保守点検・運転管理委託料、通信運搬費、市町村交付金等） <table border="1" data-bbox="711 1055 1362 1234"> <thead> <tr> <th></th> <th>宇治系</th> <th>木津系</th> <th>乙訓系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修繕費</td> <td colspan="3">合算</td> </tr> <tr> <td>薬品費</td> <td colspan="3">合算</td> </tr> <tr> <td>動力費</td> <td colspan="3">合算</td> </tr> <tr> <td>その他経費</td> <td colspan="3">合算</td> </tr> </tbody> </table>		宇治系	木津系	乙訓系	修繕費	合算			薬品費	合算			動力費	合算			その他経費	合算							
	宇治系	木津系	乙訓系																							
修繕費	合算																									
薬品費	合算																									
動力費	合算																									
その他経費	合算																									
料金算定	建設負担料金 (固定費)	<p>宇治系、木津・乙訓系の建設負担料金（単価）</p> $\text{建設負担料金（単価）} = \frac{\text{料金算定期間の 宇治系・木津・乙訓系 固定費総額}}{\text{料金算定期間内の 宇治系・木津・乙訓系 建設負担水量 総合計}}$ <hr/> <p>各受水市町が負担する建設負担料金</p> $\text{建設負担料金} = \text{建設負担料金（単価）} \times \text{建設負担水量（宇治系、木津・乙訓系）}$																								
	使用料金 (変動費)	<p>使用料金（単価）</p> $\text{使用料金（単価）} = \frac{\text{料金算定期間の変動費 総額}}{\text{料金算定期間内の 全受水市町の供給水量 総合計}}$ <hr/> <p>各受水市町が負担する使用料金</p> $\text{使用料金} = \text{使用料金（単価）} \times \text{実供給水量}$																								

[資料2-4-③ 府営水道料金問題に関する論点]

料金問題に関する現況

京都府営水道事業経営審議会 答申(H26.11)

<5 料金の試算に当たって－(1) 基本的な考え方－②合算算定方式の利点 p 8 >

(略)「合算算定方式」は、3浄水場系の費用を合算し、全体で負担する方式であり、費用を全体で吸収することにより、料金水準の安定化につながるという大きなメリットが認められる。今後の水需要の減少や、更新負担の増大といったきわめて厳しい状況の中で、府営水道が広域的で効率的な経営を行っていくためには、全ての費用を合算算定し、3浄水場系全体で支え合う料金体系とすることが望ましい。

<7 建設負担料金の試算－(6) 次期料金における建設負担料金の負担のあり方－③水源費、ダム管理費の負担の考え方 p 17 >

(略) 3浄水場接続は、(略) 水源の効率的な活用を前提に、大戸川ダム、丹生ダムからの撤退が可能となり、受水市町が将来負担すべき費用を抑制することができたところである。これらのことから、今後は、水源が全体で共有され、受水市町全体に受益が及ぶ状況を勘案して、水源費及びダム管理費の負担については、合算算定を導入することが望ましい。

(略) したがって、次期料金ではダム管理費から合算算定することとし、水源費は次次期に合算算定することが望ましい。

<8 今後の料金のあり方－(3) 取り組むべき課題－②建設負担料金の課題 p 20 >

(略) 今回、料金算入を見送った日吉ダムの0.285 m³/s相当分と大戸川ダム、丹生ダムの未利用等の水源費負担のあり方についても、府営水道の経営状況を踏まえつつ、水源費の合算算定と併せて検討を行い、結論を得る必要がある。

<8 今後の料金のあり方－(3) 取り組むべき課題－①使用料金の課題 p 20 >

(略) 今後も料金単価の低廉化維持、または、引き下げるためには、府営水道のコスト抑制努力に加え、受水市町による積極的な府営水の活用が不可欠である。そのためにも、府営水活用につながるインセンティブ等について、府営水道と受水市町が共に検討していく必要がある。

<10 これからの府営水道のあり方－(1) 3浄水場系間の建設負担水量の調整 p 22 >

(略) 更に進むことが予想される水需要の減少を踏まえるならば、府営水道及び受水市町の施設能力、それに伴う府営水及び自己水の活用量等に応じた、建設負担水量全体の調整も検討する時期が来ていると考える。

(略) 受水市町間の負担のバランスを維持しながら、3浄水場系間の水量の融通や全体の水量調整について、府営水道と受水市町とが協力して、検討していくことが望ましい。

これらの問題をどう考えるか

論 点

論点 ① 建設負担料金のあり方

建設改良計画、収支計画に基づき、次期料金算定期間（H32～36：5年間の経費動向を探る。

次期料金では、料金格差が縮小する見通し。（資料2-4-④）

- ◆ 宇治系(44円) → 老朽化等に伴う更新負担の増大で減価償却費等が大幅に上昇傾向
- ◆ 木津・乙訓系(66円) → 水源費等の減少で低下傾向

- 投資経費を全体で吸収し、料金の安定化を図るため、格差が自ずと縮小するタイミングを捉えて、合算算定対象経費を拡大
- 未利用等の水源費負担のあり方については、水源費の合算算定と併せて検討

論点 ② 使用料金の課題

平成27年4月の料金改定において、低廉な価格で使用料金を統一したことにより府営水の更なる活用が進むことが期待されたが、府営水の実給水量の増量は限定的。（資料2-4-⑤）

- 料金算定の仕組みからすれば使用料金単価の上昇抑制には府営水道によるコスト抑制だけではなく、受水市町による積極的な府営水の活用が必要

論点 ③ 建設負担水量のあり方

建設負担水量は、建設負担料金の算定の基礎となるもので、水源開発や施設整備等の費用を受水市町間で公平・公正に分かつため、府と受水市町と協議の上、決定した水量。

受水市町の要望に基づく数字であり、その経緯は十分踏まえなくてはならない。しかし、当初の水需要見込みに比べ水量が減少する中で、府営水を100%使用したとしても、水需要が建設負担水量に充たない受水市町も存在する。（資料2-4-⑥）

平成27年4月の料金改定において、木津系・乙訓系の建設負担料金単価が同一となったことにより、両水系の間で建設負担水量の暫定融通を実施。

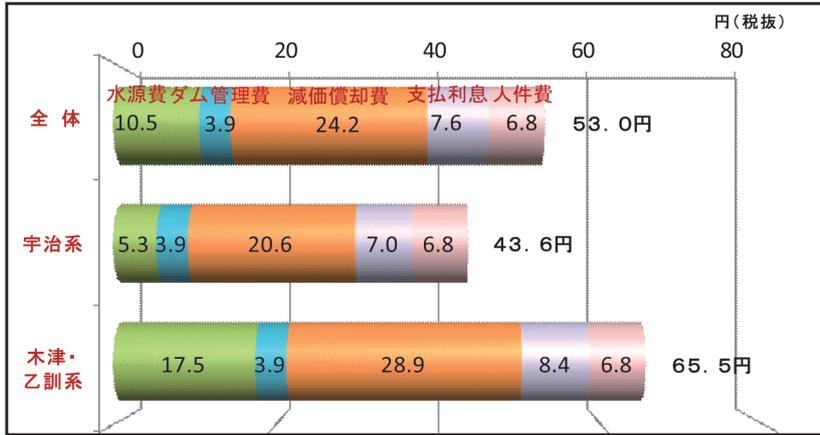
一部に、建設負担水量を減量すると負担が減少するという意見もあったが、単純に建設負担水量を減らすだけでは、既に整備された施設から生じる固定費総額は変わらないことから、単に料金単価の上昇を招くだけであり、負担が減少するわけではない。

- 建設負担水量の調整は各受水市町の料金負担に影響を与えるため、慎重な検討と受水市町の理解が不可欠
- 受水市町間の負担のバランスを変えずに一律に水量を減量すると、府営水を積極的に活用している、または活用していこうという受水市町にとっては、実給水量が減量後の建設負担水量を超え負担増となることが見込まれる
- 全ての受水市町が二元水源に頼っており、中長期を見据えた場合、自己水施設を整理統合し、府営水の受水量を増やすことも予想されるため、建設負担水量の調整時期についても検討が必要
- 3浄水場系の建設負担料金単価が同一となれば、全ての受水市町間で建設負担水量の融通が可能
- 建設負担水量全体の調整を行う場合は、受水市町間の負担のバランスを維持するのか、または、実給水量に応じて行うのか、その目的を明確にした上で議論することが必要

[資料2-4-④ 建設負担料金の見通し]

平成32年以降の建設負担料金の見通し

現行料金（審議会答申 H26.11月）



自然体で推計

H28までの投資分

水系間で格差が大幅に縮小

	現行(答申) (H27~H31)	次期※ (H32~H36)
水源費 (減価償却+割賦負担金利息+支払利息)	11円	8円
宇治系	5円	5円
木津・乙訓系	18円	13円
格差	13円	8円

※ 天ヶ瀬ダム再開発の見込額を算入

	現行(答申) (H27~H31)	次期※ (H32~H36)
減価償却費 (既存分)	24円	17円
宇治系	21円	15円
木津・乙訓系	29円	19円
格差	8円	4円

※ H28年度決算まで反映、今後の投資分は含まず

+

H29以降の投資分

宇治系で大きな更新費用が発生

現行料金で算入を見送った日吉ダムの未利用分や、大戸川ダム・丹生ダムの利水撤退に伴う水源費負担のあり方については、次期料金算定(H32~H36)で水源費の合算算定と合わせて検討

	施設 (管路除く)	管路	合計
投資額 (H29~36まで)	96億円	83億円	179億円
宇治系	49億円	70億円	119億円
木津・乙訓系	47億円	13億円	60億円

※ H29年度以降に新たに資産を形成する投資

+ α
機能向上費
撤去費

今後見込まれる建設改良費（H36まで）

＜施設（管路除く）の更新等に伴う投資＞※3

区分	主な更新等工事※1	工種	設置年度	法定耐用年数	更新基準年数	更新等費用
宇治浄水場（宇治系負担）						41億円
	沈殿池クラリファイヤ更新(1,2号)	機械	1985	17	27	2.4億円
	ろ過池機械設備更新(旧G)	機械	1972	17	27	1.7億円
	ろ過池機械設備更新(新G)	機械	1976	17	27	2.6億円
	オゾン発生装置更新	機械	1996	10	20	3.2億円
	活性炭処理機械設備更新	機械	1996	15・17	25・27	10.5億円
	薬品注入設備更新	機械	1993	15	25	3.3億円
	中間ポンプ設備更新	機械	1996	15	25	2.0億円
	緊急遮断弁更新	機械	1995	17	27	2.3億円
	その他	—				13.0億円
木津浄水場（1/4:宇治系負担 3/4:木津・乙訓系負担）※2						29億円
	沈殿池クラリファイヤ更新(2号)	機械	1987	17	27	1.2億円
	沈殿池クラリファイヤ等更新(3号)	機械	1997	17	27	1.5億円
	薬品注入設備更新(次亜塩)	機械	1990	15	25	3.9億円
	薬品注入設備更新(PAC)	機械	1976	15	25	1.2億円
	取水ポンプ設備更新	機械	1995・1996	15	25	2.4億円
	導水ポンプ設備更新	機械	1995・1996	15	25	2.4億円
	自家発電設備更新	電気	1976	15	25	3.6億円
	その他	—				12.8億円
乙訓浄水場（木津・乙訓系負担）						24億円
	自家発電設備設置	電気	—	—	—	2.8億円
	中央監視制御装置更新	計装	2000・2002	9	18	8.0億円
	インクライン設備更新	機械	2000	10	20	3.5億円
	その他					9.7億円
その他施設（各浄水場系負担）						2億円
合計						96億円

※1 工事費が1億円以上の工事を記載

※2 分水施設に係る資産は木津・乙訓系負担

※3 撤去費含まず

+

＜管路の更新・耐震化等に伴う経費＞※4

宇治系管路（宇治系負担）	70億円
木津系管路（木津・乙訓系負担）	13億円
乙訓系管路（木津・乙訓系負担）	0億円
合計	83億円

※4 撤去費含む

+

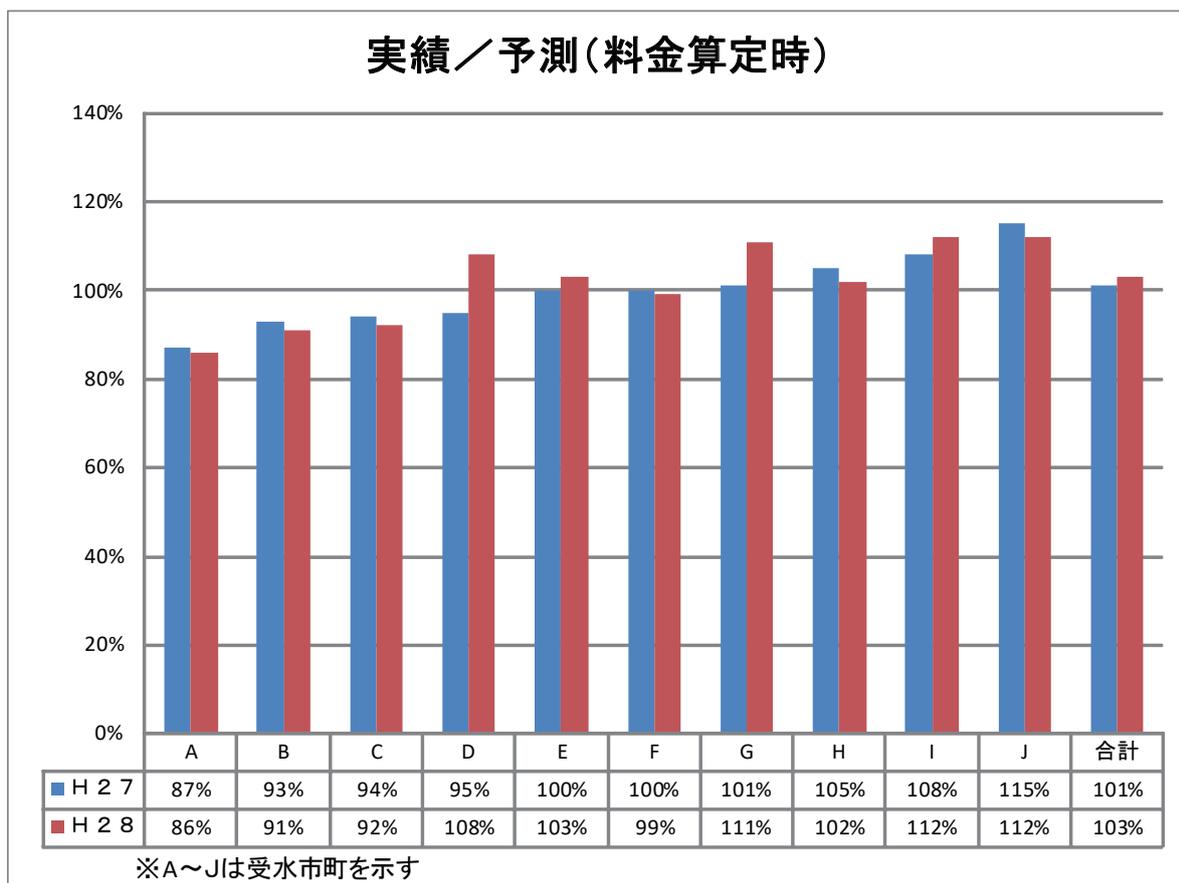
＜機能向上に伴う経費等＞

+ α

[資料2-4-⑤ 水需要の予測と実績]

水需要の予測と実績

1. 平成27、28年度水量の料金算定時予測と実績水量比較



2. 平成27、28年度水量のビジョン策定時予測と実績水量比較

(単位:m3/日)

一日平均給水量	ビジョン策定時		実績水量		実績とビジョン策定時の比較			
	①推計値		②実績値		②-①		(②/①)	
	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28
受水10市町全体	206,611	205,982	202,185	202,615	△ 4,426	98%	△ 3,367	98%
府営水	110,544	110,093	108,646	109,351	△ 1,898	98%	△ 742	99%
自己水	96,067	95,889	93,538	93,264	△ 2,529	97%	△ 2,625	97%

[資料2-4-⑥ 府営水の利用状況]

府 営 水 の 利 用 状 況

(単位: m³/日)

	建設負担水量	一日平均給水量 (H28実績)		一日最大給水量 (H28実績)		府営水利用状況 (建設負担水量 に対する割合)	
		B1	うち府営水	B2	うち府営水	平均ベース b1/A	最大ベース b2/A
			b1		b2		
A	B1	b1	B2	b2	b1/A	b2/A	
宇治市	62,800	57,856	40,925 (71%)	62,739	44,944 (72%)	65%	72%
城陽市	14,100	22,010	3,294 (15%)	25,595	7,781 (30%)	23%	55%
八幡市	19,900	20,576	11,966 (58%)	23,633	14,541 (62%)	60%	73%
久御山町	11,200	8,059	4,231 (53%)	10,750	6,977 (65%)	38%	62%
宇治系	108,000	108,501	60,416 (56%)	—	—	56%	—
京田辺市	12,500	21,402	8,564 (40%)	24,013	10,524 (44%)	69%	84%
木津川市 ^{※1}	12,000	15,829	11,095 (70%)	17,366	12,636 (73%)	92%	105%
精華町	11,500	10,885	5,416 (50%)	12,645	6,327 (50%)	47%	55%
木津系	36,000	48,116	25,075 (52%)	—	—	70%	—
向日市	12,700	15,395	6,555 (43%)	17,346	12,249 (71%)	52%	96%
長岡京市	26,000	25,987	14,959 (58%)	29,020	18,196 (63%)	58%	70%
大山崎町	7,300	4,616	2,346 (51%)	5,084	3,148 (62%)	32%	43%
乙訓系	46,000	45,998	23,860 (52%)	—	—	52%	—
合計	190,000	202,615	109,351 (54%)	—	—	58%	—

※1 木津川市の給水量は旧木津町分を記載

[資料2-4-⑦ 他事業体の状況]

他 事 業 体 の 状 況

● 事業単位で同一料金のところ(16団体/22団体)

	該当数	該当団体
県単位1事業	9団体	埼玉県、石川県、長野県、岐阜県、愛知県、 兵庫県、奈良県、香川県、沖縄県
事業単位では同一	7団体	宮城県、山形県、茨城県、栃木県、 群馬県、福井県、広島県
事業単位でも同一ではない	6団体	
一部事業で基本・使用料金は同一	1団体	静岡県
使用料金は同一	3団体	三重県、滋賀県、京都府
基本・使用料金とも同一でない	2団体	島根県、富山県(単一料金制)

● 資産維持費に相当する経費を料金算入しているところ(10団体/22団体)

	該当数	該当団体
資産維持費に相当する経費を料金算入している	10団体	山形県、栃木県、三重県、静岡県、岐阜県、 福井県、富山県、長野県、兵庫県、滋賀県

※府県営水道用水供給事業者(22団体)平成28年4月1日現在